

コンサルテーション制度の運用規定

1. コンサルテーション可能な病理専門医に関して
 - 1) 該当する病理専門医は日本臨床内分泌病理学会の会員とする。
 - 2) 各分野の病理専門医に本取組を説明後、内諾を得る。
 - 3) 内分泌病理専門医を病臓器・分野と共に学会ホームページに掲載する。
 - 4) 病理専門医は個人情報となる診療情報に関する守秘義務を遵守する。
 - 5) 診療支援を目的とするが、研究に該当する場合は、関連諸規定と各施設の運用規定に準拠して倫理的措置を行う。
2. 病理診断の依頼者と依頼方法に関して
 - 1) 依頼者は日本臨床内分泌病理学会および日本内分泌学会の会員とする。
 - 2) 解析・診断は病理専門医と依頼者との話し合いにより決定されるもので、病理専門医の判断で必ずしも常に受諾されるものではない。
 - 3) 以下に該当する場合はコンサルテーションの対象とならない。
患者本人、患者家族からの直接の依頼、医事紛争に関するセコンドオピニオン、主治医など診療に関与する医師以外の第3者からの依頼。
 - 4) 施設外の病理専門医に病理診断を相談、依頼すること、それに必要な診療情報を提供することにつき、患者個人の同意を得る。
 - 5) コンサルテーションの病理診断はあくまで参考意見であり、それに基づく診療行為の責任は依頼医師とその所属施設にある。
 - 6) 倫理的措置が必要な場合は、依頼者の所属施設の規定に準拠するとともに、病理専門医と直接協議し適切に対処する。
 - 7) コンサルテーションに関わる諸経費に関しては依頼者と病理専門医とで協議する。
3. 実際の手順 **(詳細は別紙のフローチャート参照)**
 - 1) 依頼者は、日本臨床内分泌病理学会ホームページを参照し、コンサルテーション可能な内分泌病理専門医の候補を確認する。
 - 2) コンサルテーションを依頼する内分泌病理専門医の連絡先（メールアドレス、所属住所など）を日本臨床内分泌病理学会事務局に問い合わせる。
 - 3) 依頼者は内分泌病理専門医に連絡をとり、コンサルテーションに関する相談を行う。
 - 4) 内分泌病理専門医に受諾された場合は、必要な資料、試料や郵送方法に関する確認を行うと共に、解析・診断結果の取り扱い、経費負担などにつき十分に協議する。
なお、コンサルテーション自体は無料であるが、関連して発生する実費については内分泌病理専門医との相談となる。
4. 日本臨床内分泌病理学会事務局の役割
 - 1) 会員からコンサルテーション可能な内分泌病理診断医に関する照会があれば、登録された連絡先を会員に通知する。
 - 2) 該当する内分泌病理専門医にその旨を連絡する。問い合わせ実績を記録簿に保存する。

以上

コンサルテーション依頼手順フローチャート

①依頼者は、HP掲載の内分泌病理専門医リストから希望する1名を選ぶ



②その専門医のメールアドレスを事務局(jeps@endo-society.or.jp)に問い合わせ、入手する

(問い合わせメールの件名は「コンサルテーション希望」と記載する
また、メール本文末尾に「入手したメールアドレスは本目的以外に使用いたしません」と誓約する)



③その専門医に直接連絡をとり、コンサルテーションを依頼する

(受諾された場合は④へ、受諾されなかった場合は①へ戻る、但し必ずしも受諾されるわけではない)



④関連資料・試料の送付方法、解析・診断結果の取り扱い、経費負担について、専門医と直接協議する

(コンサルテーション自体は無料であるが、関連して発生する実費については専門医との相談となる)



⑤関連資料・試料を直接専門医に送付する



⑥解析・診断結果及び関連資料・試料を直接専門医から受け取る



⑦ステップ④での協議にしたがって、経費を直接専門医に支払う